

第17条(チーム登録申請への記載事項)

- ・正式名称, 通称, 略称(全角7文字, 半角 14 文字以内のこと)
- ・住所, 郵便番号, 電話番号, Fax 番号
- ・代表責任者氏名
- ・監督氏名, 登録証の種類, 登録番号, 有効期限
- ・コーチ氏名, 登録証の種類, 登録番号, 有効期限
- ・メカニシャン, その他のチーム役員氏名
- ・設立年度
- ・所属競技者名簿

第18条(チーム名称の変更権)

チームの正式名称, 通称および略称で登録済みチームと類似のものが発生したとき, またスポーツ団体名称としてふさわしくないとき, 本連盟, 本連盟各加盟団体そして競技別委員会は, 名称変更権を有し, 行使することができる。

変更権が行使され申請チームへ連絡があったとき, 各チームはチーム名の使用を止めると共に 2 週間以内に名称変更の連絡を行うものとする。

2. 登録されたチームの名称でも, 本連盟, 本連盟各加盟団体および競技別委員会は, 名称変更権を行使することができる。
3. 名称変更権は, 本連盟が優先権をもつものとする。

付 則

第1条 本規程は, 平成 11 年(1999 年)12 月 1 日から施行する。

ただし, 平成 11 年(1999 年)6 月 1 日から 6 月 30 日までに, チーム登録申請があり, 登録が認められたチームは, 本規程の適用を行う。

第2条 令和元年(2019 年)12 月 5 日 第15条改訂

チーム・アテンダント登録規程

(チーム・アテンダント)

第1条 公益財団法人日本自転車競技連盟(以下「本連盟」という)または本連盟の加盟団体が主催する競技会または競技別委員会が認める競技会に出場するチームに関与する者は, (公財)日本体育協会自転車競技公認各級コーチ, 同公認自転車競技各級指導員および UCI の認めるコーチ有資格者, もしくは, このチーム・アテンダント登録規程の定めるところにより本連盟が登録を認めたチーム・アテンダントでなければならない。

(登録申請手続き)

第2条 チーム・アテンダント登録申請者は, 申請書に, 必要事項を記載し, 登録料を添えて本連盟加盟団体あてに登録申請手続きを行うものとする。

2. 本連盟加盟団体は, 前項により登録申請書を受理したときは, 集計し日本自転車競技連盟登録システムに入力する。

(登録の有効期間)

第3条 登録の有効期間は登録された日から当該年度の12月31日(1ヵ年以内)までとする。

(チーム・アテンダント資格の付与)

第4条 新たにチーム・アテンダント資格を希望する者は, 本連盟または加盟団体主催のチーム・アテンダント講習会を受講し, 試験に合格しなければならない。(公財)日本体育協会自転車競技公認各級コーチ, 同公認自転車競技各級指導員および UCI の認めるコーチ有資格者は, 登録申請時にその証明書を提示することにより講習会・試験を免除される。

(登録証の所持)

第5条 競技会に参加するチーム・アテンダントは, 本連盟の交付する登録証を所持していなければならない。

(登録の取消)

第6条 チーム・アテンダントが次の各号に該当するときは, その登録を取消す。

- ① 登録の取消を申請したとき。
- ② 第2条に規定する申請時に虚偽の届出をしたとき。
- ③ 本連盟の競技規則に抵触し, チーム・アテンダントの資格を失ったとき。
- ④ 登録者規程に抵触したとき。
- ⑤ 前各号のほか, 本連盟の理事会が登録主催者として不適当と認めたとき。

付 則

2013 年 4 月 1 日制定

2018 年 4 月 1 日改定